



空き家改修費助成のご案内

本市では、空き家を有効活用し定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度に登録された物件の改修を行う者に対して、下記のとおり改修費を助成します。

■補助対象者

- ・佐賀市空き家バンク制度に賃貸を目的とした家屋に登録した者
- ・佐賀市空き家バンク制度に登録された物件を購入した者

■補助対象経費

- ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修費及びこれらに附属する備品の購入費
- ・内装、屋根、外壁等の改修費
- ・一般廃棄物処理業者による、空き家を利用するための不要物の撤去費用

■助成額

- ・空き家改修に要した経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とします。
- ・不要物の撤去に要した経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10万円を限度とします。

※ 補助金の交付はそれぞれ1戸につき1回限りです

■提出書類等

空き家改修事業補助金交付申請書

※次の書類を申請書に添付してください。

- ・改修工事の見積書
- ・改修工事設計図
- ・施行前の写真

問い合わせ

佐賀市協働推進課地域コミュニティ室

TEL : 0952-40-7039

FAX : 0952-40-7385